

当会は、取得する個人情報を会員資格の管理、ならびに当会が実施する各種事業およびサービスの提供に利用します。

入会申込書

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。（個人情報の取扱いについて同意します。）

(フリガナ) 法人名・代表者名	印
(フリガナ) 屋号・個人事業主名	印
(フリガナ) 個人名 (勤務先：)	印

※上記のうち 該当箇所のみご記入ください。

区分	①税理士	②税理士事務所従業員	③ ①②の家族						
	④法人	⑤個人事業主	⑥ ④⑤の役員又は従業員						
〒	—								
所在地又は住所									
TEL	()	—							
税理士名（本人加入の場合記入不要）			税理士登録番号						
			<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>						

※ 近税企業共済会会則（抜粋）

(名称) 第1条 本会は近畿税理士企業共済会と称する。

(目的) 第2条 本会は、相互扶助の精神に基づき、会員のため必要な共同事業を行い、会員の経済的地位の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業) 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 総合事業保障プラン推進に関する事業
 (2) 会員の福利厚生に関する事業
 (3) 会員の研修、講演会に関する事業
 (4) その他目的達成のために必要な事業

(会員) 第5条 本会の会員は、正会員及び準会員をもって構成し、会員となることのできる者は、それぞれ次の者とする。

(1) 正会員 近畿税理士会会員
 (2) 準会員
 ① 正会員の家族並びに従業員及びその家族
 ② 正会員の関与する事業主及びその従業員並びにそれらの家族
 ③ 正会員の関与する法人並びにその役員、従業員及びそれらの家族

(入会) 第6条 正会員は、近畿税理士会の会員となった時をもって入会とする。
 2. 準会員は、所定の手続きにより申込みを行い、本会がこれを受理した時をもって入会とする。

西暦 年 月 日

税理士確認印の押印に替えて下記書類のいずれかの写しを添付します。

税務代理権限証書（過去1年以内）
 顧問契約書
 税務書類の署名押印欄（過去1年以内）
 その他顧問関係を証明できる書類
 [書類名称：]

税理士 確認印	事務局 受付印

【注】 準会員のうち「法人及び事業主、役員、従業員」の家族は当会の保険事業のみ加入資格を有しません。